

令和2年10月募集 横浜市市営住宅等入居者選考審議会

令和2年8月24日（月）

午後1時15分から午後2時35分まで

横浜市会議事堂3階 多目的室

住 宅 部 長 定刻になりましたので、ただ今より横浜市市営住宅等入居者選考審議会を開会いたします。

本日、進行を務めさせていただきます、建築局住宅部長の漆原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、本審議会の委員をお引き受けいただきまして、改めてお礼を申し上げます。

会議の冒頭にあたりまして、2点ほどご確認させていただきます。

本日お配りしております資料につきまして、次第、名簿、席次表、諮問文、右上に資料1から資料5と書かれた配付資料の他、横浜市市営住宅等入居者選考審議会 別冊資料と書かれたフラットファイルがあるかどうか、ご確認ください。

フラットファイルには、市営住宅の概要、入居者募集の取組みの変遷について、条例、規則、審議会規則及び、まだ未定稿ですが、募集のしおりと書かれた各資料を収めております。

そちらも含め不足する資料がございましたら、挙手をお願いいたします。

この別冊資料につきましては、議事進行の折に、随時ご参照いただければと思います。また、会議終了後に事務局で回収させていただきますので、あらかじめご了承ください。

次に、本審議会において議論・発言された内容については、後日議事録を作成し、発言要旨と出席者名が記載された議事録をホームページにて公開しますので、その旨ご周知させていただきます。そのため、議事録作成の都合上、レコーダーで記録させていただいておりますことを、併せてご了承ください。

それでは、議事に入ります前に、建築局長の黒田より、ご挨拶申し上げます。

建 築 局 長

みなさん、こんにちは。建築局長の黒田でございます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
います。

審議に入ります前に、一言ご挨拶をさせていただきたいと思  
います。

昨今の市営住宅の応募状況については、応募者数の減少に伴い  
まして、応募倍率が低下の傾向にございます。直近の、今年4月  
の募集では、全体の倍率が8.1倍と、昨年度に引き続き、一桁にな  
りました。

しかしながら、応募者数と倍率は減少傾向にあるものの、落選者  
の数は4,000人を超えている状況でございまして、未だ多くの方  
が市営住宅への入居を希望されているという状況でございます。

一方で、区分によっては、応募がなく、募集割れをしている住宅  
もございます。

このようなことから、これらの区分については、さらに有効活用  
をしていく必要があると考えております。

本日諮問させていただく事項では、今年10月募集に向けた内  
容とともに募集割れをした住宅の活用についてもお諮りしたいと  
考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、有用なご意見を頂戴したいと思いますので、  
本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

住 宅 部 長

ここからは、次第に沿って議事を進めてまいります。

お手元に、委嘱状を置かせていただいておりますので、ご確認を  
お願いします。

本来ならば、委嘱式を執り行うところではございますが、限られ  
たお時間の都合上、配付によって変えさせていただきますことを、  
ご了承下さい。

まず、お手元の資料のうち、横浜市市営住宅等入居者選考審議会  
別冊資料をお開きいただき、「市営住宅条例」と書かれたインデッ  
クスの部分をご覧ください。

横浜市営住宅条例第11条の箇所には、青色の付せんをつけており  
ます。

本審議会には、条例第11条の規定に基づき、設置された附属機関  
でございます。

次に、審議会規則と書かれたインデックスの部分をご覧ください。  
い。

本審議会は、横浜市市営住宅等入居者選考審議会規則第4条第1項に基づき招集され、市営住宅の入居者の公募を行う場合及び選考する場合の具体的基準について、ご審議をいただくものです。ここで、本日の会議の開会にあたり、定足数のご報告を行います。横浜市市営住宅等入居者選考審議会規則第4条第3項の規定により、審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないこととされています。

現時点で、全ての委員の方のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告いたします。

それでは、本日の次第に入ります前に、今年度最初の審議会となりますので、「横浜市営住宅の概要」についてご説明させていただきます。お手元フラットファイルの中にある「概要」と書かれたインデックスの部分をご覧ください。

まず、1の設置目的についてですが、横浜市営住宅は、公営住宅法や横浜市営住宅条例等に基づき、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を提供することを目的としています。

2の経緯ですが、昭和23年に横浜市庶民住宅使用条例が制定され、庶民住宅としてスタートしました。その後、昭和26年に公営住宅法が施行されたことに伴い、名称も市営住宅となったところです。

また、平成8年の公営住宅法の改正を受け、平成9年度から借上型市営住宅が始まりました。

この間、時代ごとのニーズの変遷に伴い様々な施策が施されており、現在は平成30年2月に策定されました「横浜市住生活基本計画」に基づいた具体的な施策として、市営住宅における世代間ミックスの促進を進めております。

続いて、3の横浜市営住宅の管理戸数ですが、令和2年3月31日現在において、住宅数は281団地、総戸数は31,396戸となっております。

最後に、4今後の市営住宅のあり方についてですが、老朽化が進み、今後建替や大規模改修の時期を迎えることとなる市営住宅の効率的、効果的な再生を進めていくため、「市営住宅の再生に関する基本的な考え方」を平成30年4月に策定したところです。

これを受けまして、今後は、住宅確保が困難な高齢者世帯を中心に対応しながら、再生の対象となる市営住宅約1万4千戸について、一部住宅における建替えの先行や更なる長寿命化等の実施に

より、建替え戸数を平準化することで、一時期に集中する建替えや仮移転対策に伴う財政負担等の軽減を図りながら、建替えを進めます。

続きまして、次第 1（2）委員紹介に移ります。

本日は、今年度最初の審議会のため、委員及び幹事の紹介をさせていただきます。お手元に配付しております名簿順にご紹介いたします。

まずは、委員の方々のご紹介をさせていただきます。

横浜市会建築・都市整備・道路委員会副委員長の、山本委員でございます。

- |      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 山本委員 | よろしくお願ひします。                           |
| 住宅部長 | 同委員会委員の大野委員でございます。                    |
| 大野委員 | よろしくお願ひいたします。                         |
| 住宅部長 | 同委員会委員の望月委員でございます。                    |
| 望月委員 | よろしくお願ひします。                           |
| 住宅部長 | 同委員会委員のみわ委員でございます。                    |
| みわ委員 | よろしくお願ひいたします。                         |
| 住宅部長 | 社会福祉法人いきいき福祉会ラポール三ツ沢総合施設長の成田委員でございます。 |
| 成田委員 | よろしくお願ひします。                           |
| 住宅部長 | 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会常務理事の中村委員でございます。      |
| 中村委員 | よろしくお願ひします。                           |
| 住宅部長 | 横浜市立大学国際教養学部准教授の三輪委員でございます。           |
| 三輪委員 | よろしくお願ひします。                           |
| 住宅部長 | 弁護士の熊澤委員でございます。                       |
| 熊澤委員 | よろしくお願ひいたします。                         |
| 住宅部長 | 続いて、幹事を紹介します。建築局長の黒田です。               |
| 建築局長 | よろしくお願ひいたします。                         |
| 住宅部長 | 住宅政策課長の松本です。                          |

住宅政策課長 よろしくお願ひいたします。

住宅部長 市営住宅課長の吉原です。

市営住宅課長 よろしくお願ひいたします。

住宅部長 市営住宅課担当課長の寺口です。

市営住宅課担当課長 よろしくお願ひいたします。

住宅部長 最後に、私、住宅部長漆原でございます。よろしくお願ひいたします。

住宅部長 次に、次第 1（3）会長・副会長の選出を行います。

横浜市市営住宅等入居者選考審議会規則第 3 条第 2 項により、会長及び副会長につきましては、委員の互選により定めることとなっております。

事務局からのご提案といたしましては、会長を山本委員に、副会長を、大野委員、望月委員にお願ひしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし。

住宅部長 それでは、会長は山本委員、副会長は大野委員及び望月委員にご就任いただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お手数ではございますが、お席のご移動をお願ひいたします。

また、席のご移動に伴いまして、机も少し移動調整させていただきます。机の移動につきましては、係りの者が行いますので、しばらくお待ちください。

よろしくお願ひいたします。

住宅部長 ありがとうございます。それでは、以降の審議につきましては、山本会長に進行をお願ひいたします。

山本会長、よろしくお願ひいたします。

会長 改めまして、このたびご指名によりまして、会長となりました、山本でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

一言ということでございますので、ご挨拶申し上げたいと思っておりますけれども、今、コロナ禍の中で、私たちの市民生活において、不安の日々をそれぞれ送られていると思います。とりわけ今日の審議会の中にあります、住まいにつきましては、やはり私たちの基盤でもございますから、不安なく安心して、暮らすことのできる、そういう住宅の確保というのが、大変重要になってくると思いま

す。先ほどもご説明がございましたとおり、市営住宅につきましては、住宅にお困りの皆様のために、長年にわたりまして、こういった審査の場を通じまして、市民の皆様にご提供しているわけでございます。

先ほどもいくつかの課題がございましたけれども、この機会に、ぜひ皆様の真摯なる議論のなかで、また今日の審議会が充実したものになりますように、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。一言ではございますけれども、ご挨拶させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、本日の傍聴の申し出につきまして、事務局よりご報告を求めたいと思います。

はい、お願いします。

市 営 住 宅 課 長      はい、現時点では、傍聴の申し出はございません。もし、今後、終了までの間に傍聴の申し出があった場合は、議事の進行に支障がないように傍聴していただくよう事務局にて対応させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

会                      長      只今の事務局からの説明で、ご異議ございませんか。

各                      委      異議なし。

会                      長      それでは、次第1（4）追加あっせんの開始につきまして、事務局の説明を求めます。

市 営 住 宅 課 長      建築局市営住宅課長の吉原です。それでは、まず諮問事項全体につきまして、ご説明させていただきます。恐縮でございますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、席次表の次のページ、5ページの諮問文をご覧ください。今回の諮問事項は2件ございます。

諮問事項1番は「追加あっせんの開始について」、そして諮問事項2番が「令和2年10月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」です。

1番の諮問事項につきましては、了承されました場合には、次回の令和2年10月募集から、適用したいと考えております。

そのため、この順番でお諮りさせていただきます。

なお、両諮問事項の内容につきましては、大変恐縮ではございますが、引き続き、説明資料に基づき、諮問事項ごとにご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一枚おめくりいただきまして、資料1「追加あっせんの開始について」をご覧ください。

諮問事項1番の内容につきまして、ご説明させていただきます。まずは本件の概要でございます。タイトルの下の囲みと、その下の応募倍率の推移の表などになりますが、横浜市営住宅の応募倍率は、表のとおり、このところ低下傾向にあり、直近の今年の4月募集では、約8倍という状況でございました。

しかしながら、住宅ごとでみた場合には、倍率が1倍に満たない「募集割れ」となる住宅も生じております。囲みの上を書いてある通りでございます。こちらにつきましては、前回、今年の2月に開催させていただきました、入居者選考審議会に、報告させていただいております。

囲みの中の下段でございますが、この「募集割れ」住宅を活用し、より住宅に困窮している割合が高いと考えられます、行政区単位募集の応募者を、これまで以上に入居へとつなげていくために、今回の募集より「追加あっせん」を実施したいと考えまして、入居者選考審議会にお諮りさせていただくものでございます。

それでは、「追加あっせん」の具体的な内容につきましては、このページの真ん中より下部、1の「趣旨」の後段、太字で下線を引いた行以降をご覧くださいいただければと思います。

「追加あっせん」は、全市単位での募集を含む、広い意味での「行政区単位募集」の補欠当選者の方に対しまして、募集時点に用意した住宅以外に、住宅単位での募集において「募集割れ」となった住宅につきましても、文字通り追加であっせんさせていただく仕組みでございます。

このページの1番下に掲載いたしました、比較表をご覧くださいいただければと思いますが、右側に記載しました、住宅は選びたいという「住宅単位募集」の応募者と比べますと、左側の、行政区または全市の単位で募集しております、広義の「行政区単位募集」への応募者は、比較的、住宅困窮度の高い方々が申し込まれていると想定されます。そうした中で、次のページ、2の『応募倍率と「募集割れ」住宅の状況』の表をご覧くださいなのですが、より住宅困窮度が高いと考えられます、左から4つ目の「全市単位」の募集区分においても、申し込んだ方全員が入居できる状況にはなっていないのが、現状でございます。その一方で、その右隣、1番右側の、住宅単位募集における「募集割れ戸数総数」の欄のとおり、毎回一定数の募集割れ住宅も発生しておりますことから、こうした状況を少しでも改善しようと、このスキームを考えたところでござい

ます。続きまして、3の「追加あっせんの開始により見込まれる効果」でございますが、まず「(1) 行政区単位募集応募者の入居機会の増加」でございますが、広義の「行政区単位募集」への応募者にあっせんできる住宅の総数が増えますことから、補欠当選者の繰り上げ当選が増え、入居機会が増加いたします。次に、「(2) 募集割れ住宅の速やかな活用」でございますが、住宅単位募集で募集割れとなった住宅につきまして、これまでのように次回以降の募集に回すのではなく、まずは同一回の中での追加あっせんに供することから、速やかな入居につなげられることが期待できます。

さらに、「(3) 事故住宅募集応募者の入居機会の増加」でございます。住宅内で死亡された方の発見が遅れた住宅であることから、比較的倍率が低い、事故住宅の募集におきましても、下の表のとおり、このところは、単身者の方も申し込める募集区分で、高倍率となる場合がございます。そこで、太字で下線を引いたところになりますが、今回の追加あっせんの実施にあわせまして、全市単位の事故住宅の区分を新たに設け、こちらにつきましても、追加あっせんの対象とさせていただきたいと思っております。これによりまして、特に住宅の困窮度が高いと考えられる方の入居機会についても増加が図られますとともに、事故住宅の有効活用も促進されると考えております。

最後に、4の「適用日」でございますが、この「追加あっせん」の開始には、条例や規則の改正は不要で、運用の変更でございますことから、諮問文のところでもお伝えさせていただきましたとおり、「令和2年10月募集」から早速、適用したいと考えております。

諮問事項1番の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 会 長 はい、説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 「追加あっせんの開始について」発言がありましたらお願いします。
- はい、〇〇委員。
- 〇 〇 委 員 質問ですけれども、7ページの(3)にあります、2行目に単身者も申し込める募集区分とありますけれども、この単身者というのは、年齢とかなにか条件があるのでしょうか。
- 会 長 はい、吉原市営住宅課長。



市 営 住 宅 課 長 はい、単身者につきましては、年齢が高齢であること、もしくは障害をお持ちである等、一定の条件がございます。

会 長 ○○委員。

○ ○ 委 員 はい、前から考えているのですが、募集割れの住宅というのは、交通の便が悪かったり、老朽化もしていると伺っているのですが、市の方で、この募集割れになっている住宅についての分析というのはどのように考えているのでしょうか。

会 長 はい、吉原市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 はい、こちらの募集割れ住宅の分析については、前回の2月の入居審で、お伝えさせていただいておりましたが、基本的には、今、先生がお話しいただきましたとおり、交通の利便性が比較的良くないところであるとか、あとは、年数が経ってしまっているところ等を中心に募集割れが生じてきているということでございます。

先ほど、こちらの市営住宅の概要のところ、説明させていただきましたとおり、現在住宅の再生に徐々に取り組み始めているところでございますが、市営住宅の建て替え等は、一朝一夕に進むものではございません。また、便が悪いところの、交通の利便性を改善するのも難しいところがありますので、今回、提案させていただいた、追加あっせんの開始などといった、やり方の工夫などから、開始させていただいて、募集割れ住宅をできるだけ少なくする形を進めさせてもらえればと思っております。

会 長 ○○委員。

○ ○ 委 員 私としては、単身者としかここには書いていなくて、普通に単身者と考えたら、若年の方も所得が大変低いので、若年の単身者というのも、この募集できる条件に加えるというのはどうなのでしょう。

会 長 はい、吉原市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 はい。募集の倍率につきましては、先ほどお話ししましたとおり、低減化をこのところしてきて、8倍ということにはなっておりますが、ただ一方で平均して8倍ということは、これも挨拶のところでお伝えさせていただきましたけれども、まだまだ落選される方が多い状況でございますので、そうした状況の中では、申込者をさらに増加させることになり得るような、若年単身の方への緩和というのは、今はまだもう少し考えたいと思っております。今後、この募集の状況、倍率の状況を見ながら、将来的に考えていく課題と

考えております。

会 長 ○○委員。

○ ○ 委 員 将来的な、ということだったのですが、遠くても若年の方だったら、バイクとか自転車で、駅まで行ける等あると思いますので、ぜひ、本当に若い皆さんも、住宅に困窮して、厳しい状況だと思っておりますので、できればこのあっせんの時にだけ、そういうことも考えたり出来ればなと思っております。要望です。

はい、ありがとうございます。

会 長 はい、その他ございませんか。

はい、○○委員。

○ ○ 委 員 よろしくお願ひします。

追加あっせんについては、確かにストックマネジメント的に、平衡・平穩にさせるという意味で、試みとしてはよろしいかなと思うのですが、今お話があったように、具体的に募集割れが起こる住宅というのには、それなりの課題があつて、仮にそれでも入らないとか、あるいはやっぱり斡旋したけど嫌だ、みたいな話が、たぶん出てくると思ひます。住宅としては、単に箱の住宅をあげるだけでなく、暮らしをフォローし、セーフティーネット的な役割はしていかないと、と思ひますので、市営住宅のその辺でいうと、今回この試みをしていきながら、横浜市さんはかなりそういうところでは丁寧にデータストックしながら、制度を打っていつている方だと思ひますので、ぜひ追加あっせんの状況に対しての対応、回答などを3、4年ぐらい見ていきながら、きちんと効果を検証していただくのが大事かなと思ひますので、ぜひそれは要望としてお伝えしたいと思ひます。

会 長 はい、吉原市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 はい、一応ご了解いただければ今回から、追加あっせんを導入したいと思ひますが、今、先生がおっしゃいましたとおり、短くとも1、2年は、追加あっせんの状況、効果などをしっかり把握しながら、またその後の新たな施策に繋げていければと考えております。よろしくお願ひいたします。

会 長 その他、ございますか。

はい、○○委員。

○ ○ 委 員 2点質問なのですが、補欠当選者の人数というのは、もともと何人、どれくらいの設定がされているのかというのと、この追

加あっせんを始めたら、補欠当選者の人数というのは増やす予定とかあるのか、というその2点を質問です。

会 長 吉原市営住宅課長

市 営 住 宅 課 長 はい、まず補欠当選者につきましては、次の9ページをご覧ください。9ページに今回募集する区分、人数などが載っているかと思いますが、例えば9ページの一番上の(2)行政区単位で、それぞれの区が3人から7人募集がありますが、こちらについては1人から2人程度を補欠として抽出しておりまして、各区分とも、住宅単位募集にありますとおり、申込戸数が1戸とかそういったのも生じてきますけれども、そうしたところでも最低1人は、補欠の方を出させていただいております。

もう一つの、今回の追加あっせんの開始により、補欠を増やすのかという質問でございますけれども、ターゲットとなるのは、こちらのまさに今ご覧いただいております9ページの区分が、追加あっせんの対象となる区分でございますので、こちらについてはこれまでよりも、補欠の方を増やしていきたいと考えております。

会 長 よろしいですか。その他ございますか。

他にご質問もないようですので、本諮問につきまして、了承することにご異議はございませんか。

はい、それでは他にご発言もないようですので、本諮問については質疑を終了し、採決を取ることに、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

会 長 それでは、採決いたします。採決の方法は挙手といたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を求めます。

それでは、追加あっせんの開始については、全会一致ということで、以上のとおり決定することにいたします。

続きまして、諮問事項の2点目「令和2年10月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」事務局に説明を求めます。

吉原市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 はい、それでは、諮問事項2番の内容につきまして、説明させていただきます。8ページの資料2-1「令和2年10月 横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」をご覧ください。

まず、今回の募集総戸数は、1番上の囲みの中に記載しましたとおり、638戸とさせていただきます。

その抽出の考え方でございますが、「1 募集する住宅及び戸数」の「(1) 募集における基本的な考え方」の囲みの中に記載させていただいたとおりとなります。まずはアの「募集戸数の算定」ですが、戸数につきましては、年間退去戸数と同等程度を見込んで算出させていただきました。「参考」として一番下に「退去戸数推移」の表を載せさせていただきましたけれども、昨年度、令和元年度の退去戸数は1,287戸でございました。そこで、今年度は4月募集で683戸、そして今回の10月募集で638戸ということで、年間合計で1,321戸を募集させていただくという考え方で行わせていただきます。

続きまして、囲みの方に戻りまして、イの「多世代居住の促進」や、ウの「単身者向けの支援」は、これまでと同様に実施してまいります。今回、エの「市営住宅の目的外利用のための住居の確保等」につきましては、これまでの災害被災者や犯罪被害者の方々に加えまして、後程、報告事項のところで説明させていただきますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により解雇等された方々に対しましても、一時的に利用いただくために、一定数の住戸を確保させていただきました。そこで、これらの一時使用に供する住戸につきましては募集住宅からは除外いたしますとともに、続くオの、「住戸の抽出」でございます。現在居住中のものであるとか、前回募集して、これからご入居いただく予定の住居、こういったものも除いた空き住戸の中から、今回募集する住戸を抽出させていただきました。

ページをおめくりいただき、次の9ページをご覧ください。

ここからは、基本的な考え方に基づきまして算定しました、募集区分ごとの募集戸数についてご説明させていただきます。

はじめに、(2)の「行政区単位募集を行う住宅及び戸数」についてでございます。

まず、アの「行政区単位」ですが、48戸を募集いたします。こちらは、横浜市が直接建設した住宅、以下「直接建設型住宅」と呼ばせていただいておりますが、直接建設型住宅でございまして、空住戸数が少なく、床面積が60㎡未満の住宅となります。行政区ごとにいずれかの住宅への入居を希望する募集方法でございます。なお、一部の区につきましては、結果として行政区単位募集に供す

ることができなかつたことから、募集を行っておりません。住宅単位募集のみという形でございます。

申込可能世帯につきましては、単身者の方も含めて、いずれの世帯の方もお申込みいただけます。一番下にあります、一般世帯、単身者世帯、子育て世帯すべて丸というのは、どの世帯の方もお申込みいただけるということでございます。

次に、イの「全市単位」でございます。こちらは、16戸を募集させていただきます。こちら、直接建設型住宅でございます、空部屋が比較的多く発生いたします、大規模住宅を対象といたしまして、いずれかの住宅への入居を希望する募集方法となっております。こちら、いずれの世帯の方もお申込みいただけるところでございます。

続きまして、ウの「全市単位（事故住宅）」でございます。こちらは先ほど、「追加あっせんの開始について」でご説明させていただきましたとおり、今回の募集から新たに設ける区分でございます。入居者が住宅内で死亡し、その発見が遅れた住宅であります事故住宅のうち、直接建設型住宅の一部について、「全市単位」の形で募集させていただくものでございます。こちら、いずれの世帯の方もお申込みいただけます。

こちらのページに記載しましたものは、先ほどもお伝えしましたとおり、追加あっせんの対象となり得るところでございます。ページをおめぐりください。次の10ページからは、(3)の「住宅単位募集を行う住宅及び戸数」となります。

まず、アの「一般世帯向」の募集区分でございますが、125戸を募集いたします。直接建設型及び、民間が建設した住宅を横浜市が市営住宅として借り上げました借上型住宅でございます、1戸当たりの床面積が60㎡以上の住宅について、世帯を対象に募集を行うものでございます。

そのため、下にあります申込可能世帯でございますが、一般世帯及び子育て世帯の方となりまして、単身者の方は申込みいただくことができません。

なお、募集する住宅の内訳につきましては、後程13と14ページにお付けしております資料2-2に、募集区分ごとに、募集する住宅名と、その各住宅における募集戸数について、表形式でまとめて掲載してございますので、後程ご確認いただければと思います。

10ページのイに戻りまして、こちらは「一般世帯向4部屋以上」

の募集区分となります。今回 12 戸を募集いたします。直接建設型住宅でございまして、4 部屋以上の広めの住宅について、世帯を対象に募集を行う区分となっております。かつては多家族向住宅として 5 人以上の世帯を対象とした募集区分でございましたのを、平成 30 年 4 月募集より、人数制限を解除して募集しているものでございます。こちら、申込可能世帯は一般世帯及び子育て世帯の方となります。

続きまして、ウの「一般世帯向ですけれども、単身者の方も申込みが可能」な募集区分でございまして、120 戸を募集いたします。直接建設型住宅で、1 戸当たりの床面積が原則 60 m<sup>2</sup>未満の住宅について、いずれの世帯の方もお申込みいただける募集区分となっております。

次に、エの「子育て世帯専用」の募集区分でございまして、36 戸を募集いたします。原則、直接建設型住宅でございまして、駅徒歩圏内の比較的利便性の高い住宅を対象に、中学校卒業程度までのお子様がいいらっしゃる、子育て世帯の方に限定して募集を行うものでございます。

つづいて、オでございまして、こちらは「子育て支援倍率優遇」を行う募集区分でございまして、91 戸を募集いたします。直接建設型住宅で、近くには小・中学校及び幼稚園・保育園等があります一方で、住宅に占める高齢化率が高い住宅を対象として、中学校卒業程度までのお子様がいる子育て世帯の方につきましては、20 倍の倍率優遇を行う区分となっております。ただし、こちらは先ほどの「子育て世帯専用」の募集区分とは異なりまして、このページの一番下の申込可能世帯の欄にありますとおり、いずれの世帯の方もお申込みいただくことが可能となっております。

次の 11 ページをご覧ください。ここからは、カの「特定目的住宅」の募集区分となりまして、全部で 172 戸を募集いたします。内訳は、(ア)の「車いす用」住宅が 5 戸。(イ)の「高齢二人世帯向」住宅は、直接建設型住宅が 14 戸、借上型住宅が 53 戸で、あわせて 67 戸。(ウ)の「高齢単身者用」住宅は、直接建設型住宅が 15 戸、借上型住宅が 81 戸で、あわせて 96 戸。そして、(エ)の「単身者用住宅」が 4 戸となっております。

最後に、キの「事故住宅」でございまして、10 戸を募集します。内訳は、(ア)の「一般世帯向」で単身者の方は申込みできない住宅が 3 戸。(イ)の「一般世帯向」で単身者の方も申込みいただける住

宅が6戸。そして、(ウ)の「高齢二人世帯向」住宅が1戸となっています。

次の12ページをご覧ください。

2の「募集日程」ですが、例年どおりではございますが、(1)の「申込書配布期間」を、10月12日の月曜日から、23日の金曜日までのおよそ2週間、そして、(2)の「受付期間」を、10月14日の水曜日から、23日の金曜日までの約10日間とさせていただきます。また、(3)の「抽選会」につきましては、12月23日の水曜日を予定しています。

続きまして、3の「入居者資格を判断する日」でございますが、受付最終日の10月23日とさせていただきます。この日で在住・在勤要件や収入要件などこういったものを判断させていただき日とさせていただきます。

次に、4の「空家入居候補者の有効期間」でございますが、こちらも例年どおりではございますが、令和3年9月30日までの1年間とさせていただきます。

最後に、5の「募集の周知方法」でございます。これまでと同様ではございますが、広報よこはまや記者発表、ポスターの掲示、募集のしおりの配架、ホームページへの掲載などにより、広く周知を図ってまいります。

長くなりましたが、諮問事項2番の説明は以上でございます。なお、前回の4月募集の応募状況表を、資料2-3として15、16ページにお付けしておりますので、資料、先ほど紹介しました2-2共々ですね、後程ご確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項2番につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 はい、説明が終わりましたので、質疑に入ります。

「令和2年10月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」発言がありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

各 委 員 (質問・意見なし。)

会 長 それでは、他に発言もないようですので、本諮問については、質疑を終了し採決を取ることに、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

会長 それでは、採決いたします。採決の方法は挙手といたします。  
本件については、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を求めます。  
それでは、「令和2年10月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」は以上のとおり決定することといたします。

ただいまの決定に基づき、市長に答申をする必要がありますが、案文の調整は会長に一任願いたいと思います。  
ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

会長 では、そのように取り扱わせていただきます。  
その他、なにかございますか。ご質問等がありましたら、お願いいたします。  
はい、〇〇委員、お願いします。

〇〇委員 異議はなくて、質問をしようかどうかと思ったのですが、前回の募集倍率が1を切っているところというのは、こういう場合どのように対応していくのですか。

会長 はい、吉原市営住宅課長。

市営住宅課長 はい、前回の募集で倍率が1を切っている住宅ということだと、15ページ、16ページの、前回の令和2年4月募集の状況表をご覧くださいますと、例えば、住宅単位の上から2つ目の川井本町住宅については、募集戸数が4に対して、応募者数が3でしたので、倍率が0.8といった具合です。この募集割れ戸数を足し合わせますと、前回は48戸募集割れ戸数の方が生じていたという状況でございました。これを、改善していきたいと思っております。

〇〇委員 分かりました。つまり、前回の募集割れを起こしたところを集めたのを、今回募集し、追加あっせんしていきながら、ということですか？

市営住宅課長 はい、前回までの募集割れになった住宅については、また今回以降、改めて募集をさせていただいております。今後は追加あっせんも進めていきます。

会長 よろしいですか。  
はい、それでは本諮問につきましては、以上とさせていただきます。  
続きまして、次第1（5）「報告事項」について事務局の説明を求めます。



はい、吉原市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長     それでは、報告事項の説明を行わせていただきます。今回は3件ございますが、恐縮でございますけれども、連続して説明させていただきます。

それではまず、17 ページの資料3「東日本大震災避難者に対する支援の状況について」をご覧ください。

福島県原発避難指示区域等内からの避難者につきましては、福島県からの要請に基づきまして、2世帯、3名の方に対しまして、市営住宅を応急仮設住宅として、無償で一時供与しています。内訳につきましては、この資料の1番下に掲載しました表のとおりとなりまして、現在いずれも大熊町から避難されている方のみとなっています。

本文の方に戻りまして、3行目、なお書きでございますが、大熊町さらには双葉町からのですね、残っているこの二つの町からの避難者に対する応急仮設住宅の供与につきましては、現時点で今年度末をもって終了する予定となっています。そのため、3月末日までに避難者の方の意向を確認いたしまして、特定入居を希望されまして、市営住宅の入居要件に該当する場合には、対応を行ってまいります。

ただし、現時点では、この東日本大震災避難者に関する新たな通知は、まだございませんけれども、今後、国から、応急仮設住宅供与期間の再度の延長といった通知等が出された際には、それに沿って対応してまいりたいと思っております。

簡単でございますが、報告事項1点目の説明は、以上でございます。

続きまして、18 ページをご覧ください。資料4-1、「コロナ禍により住居を失った方への市営住宅一時提供について」をご覧ください。

まず、1の「経緯」でございますが、4月に国から発出された通知に基づきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴いまして、解雇されたり、あと収入が大幅に減少してしまったりなどしまして、住まいの確保が困難となりました方を対象としまして、5月1日から市営住宅の一時提供の受付を開始いたしました。

続いて、2の「提供住宅」でございますが、新たに50戸をこの一時提供用として確保いたしまして、対象住宅は、この次のページ

から両面でお付しました資料4-2、4月27日付の記者発表資料の裏面にございます9つの住宅となりますので、後程ご確認いただければと思います。

次に、3の「一時提供期間」につきましては、当初6か月の、最長12か月。さらにまた、4の「使用料」につきましては、対象住宅における、最も低い収入階層に対する住宅使用料に相当する額とさせていただきます。

これらは、国の通知を踏まえまして、このように設定させていただいております。

続きまして、5の「申込受付期間」でございますが、現時点では9月30日までとさせていただきます。

また、6の「提供状況」につきましては、8月20日時点で、問合せは49件ございまして、その結果、入居いただいた件数は8件という状況でございます。委員の皆様への事前説明の際の、ちょうど一か月前7月20日時点の数値からは、問合せ件数が若干増えたという状況でございました。

最後に、7の「今後の対応について」でございますが、まずは申込受付期間につきまして、現在の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、延長したいと考えております。この審議会の後、必要な社内手続を経まして、9月のなるべく早い時期に、アナウンスを行いたいと考えております。

また、一時提供期間の延長や、公募によらない特定入居につきましては、今後の状況を見ながら、国との調整を進めていきたいと考えております。

特定入居は、公営住宅法に定められました「公募の例外」として、法令に限定列挙された8つの事由に限って認められるものでございまして、横浜市では、この資料4-1の1番下に掲載しました「横浜市営住宅条例」の第6条において、ほぼ法令の文言で規定しているところがございます。そのため、今回の、コロナを原因として市営住宅に一時入居した方々につきまして、特定入居事由の中のどれかに該当するものと、認めていただけるような調整、確認を国との間で行っていきいたいと考えております。

報告事項2点目の説明は、以上でございます。

続きまして、21ページの資料5「感染拡大予防のための抽選会『無観客』実施について」をご覧ください。

まず、1の「趣旨」についてでございますが、新型コロナウイルス

ス感染症の拡大予防のため、通常は公開で行う市営住宅の抽選会を、いわゆる「無観客」で実施いたしました。

抽選会は、市営住宅条例及び同施行規則により、市営住宅の応募者の中から、4名の方に立ち会っていただきながら、公開で実施する必要があります。そこで、YouTube Live（ユーチューブライブ）を活用いたしまして、インターネット同時中継を行うことで、公開の形とさせていただいたところでございます。

次に、2の「令和2年4月募集抽選会 概要」でございますが、7月1日 水曜日の午前10時から、通常のカンパニーホールと同様に、関内ホールの大ホールで実施いたしました。

立会人につきましては、事前に、市営住宅応募者から4名の方を、無作為に抽出した上で、ご協力をお願いし、当日立ち会っていただきました。

そして、3の「当日の状況」でございますが、まず、(1)の「会場周辺の状況」につきましては、応募者全員に対して、事前に郵送しております、抽選番号通知におきまして、今回の抽選会は「無観客」実施とするため、会場に来られましても、入場できない旨を周知していたこともありまして、来場された方は、20名弱といった状況でございました。このいらした方につきましても、「無観客」実施の主旨をお伝えした上で、後日、当落に関わらず全員に抽選結果が郵送されることや、早く結果をお知りになりたい場合には、当日14時に、市庁舎掲示板に当選結果を掲示することなどをご説明し、ご理解いただきました。今回初めての試みでございましたが、特に混乱もなく、スムーズに実施できたものと考えています。

次に、(2)の「YouTube Live 配信の状況」についてでございますが、約75分間の配信において、総再生回数は496回、最大同時視聴者数は129人でございました。

例年の抽選会への来場者数が、立ち合い義務はないのですが、それでも約500名集まることを考えますと、通常のカンパニーホールと同程度の方々が、抽選会の模様をご覧になったものと思われまします。(2)の下に、実際に配信された様子を掲載させていただきましたが、こちらの下の写真の右側になりますけれども、個人が特定されかねない所などは隠させていただきましたが、YouTubeのコメント機能を活用しまして、応募者同士が活発にコミュニケーションをとるなど、オンラインならではの可能性が感じられる抽選会となりました。

それではここで、YouTube Live 配信された実際の映像の一部を、皆様にご覧いただきたいと思います。なお、先ほど見ていただきましたコメントは、この録画したものでは見ることはできませんので、その点だけご承知おき願います。また、この会議室を利用するのは初めての中で、動画映像を流しますので、不具合などあるかもしれませんが、ご容赦いただければと思います。では、映像紹介につきましては、管理係長の高橋の方から行わせていただきます。

管 理 係 長 はい、管理係長の高橋でございます。こちらスクリーンの方をご覧ください。

関内ホールの当日のステージ上の映像が映っております。ダイジェストでかいつまんでご紹介させていただければと思います。

ステージ上の、こちらが司会で、こちらに抽選器がございます。後ろには主催者として、市営住宅課長と住宅供給公社市営住宅課長がおりまして、こちら4名の方が立会人です。実際に今回4月募集に応募された方の中から、4名の方に立ち会っていただいています。

後ほど、この4名の方が、この抽選器を回しまして、実際に番号を決めていただくという段取りになります。

(映像を送る)

こちらが、抽選結果の決め方の説明をしています。

はい、こちらなのですけれども、お手元の資料の中で、ピンクの別冊資料でございますが、最後の方の80ページのところで、最後から一枚めくっていただけますと、まだ未定稿の状態ではございますが、今回10月募集の、募集のしおりの未定稿の中に、抽選方法についての記載がございます。

これから立会人の方々に、抽選器を回していただいて、この抽選結果表を作っていくという作業となります。

この方式は一連番号方式と呼ばれておりまして、一回の抽選ですべての当選番号及び順位を決めることができ、比較的短時間に、抽選が行えるため、ほかの自治体でも多く採用されている方法になります。抽選会に先立ちまして、この番号の決め方をご説明していくというのが、今ご覧いただいているところです。

少しここら辺で省略をして、続いて実際の抽選の場面をご覧くださいと思います。

(映像を送る)

今、ちょうど万の位が終わって、3、2、4、0、1というのが

固まったところでは、こちらの立会人の方が、万の位を抽選してくださいました。

続いて、異なる立会人の方に千の位、さらに別の方に百の位というふうに、それぞれの立会人の方に、それぞれの位を回していただいて、0から9までの出玉を出していただくということを行っていきます。

今、この抽選器に入れる玉の確認を立会人の方にさせていただいております。

このような形で、今2番が出ましたけれども、この画面がコンピューターの入力画面になっていまして、それぞれの位で出た番号をここに入力をしていくということをやっていきます。一の位まで全部終わると最後に立会人の方に入力が間違っていないかということを確認していただくということをやっています。

このあと、読み上げをしてちゃんと今まで出た番号と間違いなく入っていますよね、ということをご覧いただいております。

その作業が終わると、今度はこのシステムの方で、いまの入力した番号をもとに、実際の当選番号表を作るということをやります。

ここまで、だいたい45分くらいかかっています。

(映像を送る)

最後、コンピューターで処理をしますのでけれども、今出た番号をもとに、当選番号表を処理すると、このように当選番号が出てきます。

今回、全部で7ページあるのですが、例えば8449番から20個番号持っている人がいたとしまして、この方8449というのが出ていますので、当選になります。逆に言うと8450や51とか、その方が持っている他の番号は出てこないような処理をコンピューターの方でやるというような形になります。

従前、リアルで抽選会やっていた時には、一刻も早くこの情報をお知りになりたいということで、関内ホールにいらしていました。今回、オンラインでご覧になっていた方は10時開始で、だいたいここまで50分くらいかかっていますので10時50分くらいにはこれをご覧いただけたということになります。YouTubeをご覧いただけない方については、市庁舎にこの日の14時に、この当選番号表を貼り出したというような形になります。抽選会の当日のご報告については以上でございます。

市 営 住 宅 課 長 はい、それでは、資料に戻りまして、最後の4番のところがございます、「次回以降の対応について」ということでございますが、皆様もお感じになられているかと思えますけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては、まだまだ予断を許さない状況でございます。さらには、新しい生活様式への対応ということなども言われておりますことから、次回以降も YouTube Live 配信を活用した抽選会の実施を、引き続き継続していきたいと考えております。

実際の映像もご覧いただいたりして、説明の方長くなりましたが、報告事項3点については以上でございます。

会 長 はい、説明が終わりましたので、質疑に入ります。

「報告事項」について発言がありましたらお願いいたします。

はい、〇〇委員。

〇 〇 委 員 ご説明ありがとうございます。どの順番でもよろしいですかね。

それでは、資料4-2のところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、ということで、市営住宅一時提供のところなのですが、入居資格のところ、アとイがありまして、イのところ、現に居住している住宅から退去を余儀なくされているというところで、具体的には、どういう状況の方々と捉えておられるのか、伺います。

会 長 はい、吉原市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 はい、具体的に申しますか、実際に話に来ている方なども含めて、概要を伝えさせていただくと、解雇等をされた方ということで、解雇されたことに伴って、その社宅などから出ていかなければいけないという方は、もちろん対象でございますけれども、それだけではなく、今回のこのコロナの影響で収入が大幅に減ってしまって、今借りている賃貸住宅から出ていかざるを得ない状況であるような方についても対応させていただいております。実際に収入が大幅に減ったという方につきましては、コロナの影響を受ける前の収入の状況と、コロナの影響に生じて収入が大幅に下がった状況を証明する給与明細等に加えて、現在の賃貸住宅の家賃が分かる資料、そういったものを我々事務局の方で確認させていただいて、承認をしています。

会 長 はい、〇〇委員。

○ ○ 委 員 はい、ネットカフェに住居というのはおかしいですけども、ネットカフェなどで住んで、お仕事されていて、ネットカフェからの退去という、そういう方も入るのですか。

会 長 はい、市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 はい、ネットカフェの方も対象になる方もございます。  
住所が、不定だったりしますと、対象とならない場合もございますけれども、在住在勤の要件に当てはまる方は、対象としております。

会 長 ○○委員。

○ ○ 委 員 はい、今のお話ですと、雇用先からの解雇で、ともかく住まいを失われている方とか、それから改めて住居を自分で借りたりすることができない所得の大変落ちている方ということを対象にされているということはわかりました。

それで、やはり、相談の方は、問い合わせが、49件ですけども、最終的には、いまこの状況は8件ということなのですが、この問い合わせ49件に対して、実際の入居済みが8件ということは、どういうところで、マッチしないというか、うまくいかないのか、教えてください。

会 長 吉原市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 はい、こちらにつきましては、我々が受付や相談を行っているの感想となりますけれども、やはり、可能であれば、現在の住居でそのまま居住の継続をしたいという方が、当然ながら多いところで、そうは言いつても、住居を出ざるを得ないということで、我々の方に問合せをいただいたところでございます。そこで、この市営住宅の一時提供以外にも、いくつか支援メニューのご案内を申し上げた中で、健康福祉局の生活支援課、窓口は各区にあります生活支援課になりますけれども、そちらで実施している住居確保給付金をご案内いたしますと、そちらの方にも相談してみます、というような方が多かったものですから、そちらの方に流れて、結果としましては、現在のところは、件数の方が一桁にとどまっているのかなと考えております。

会 長 ○○委員。

○ ○ 委 員 横浜市市民の皆様の住居を確保するというので、様々メニューをご紹介いただいているということで、福祉の方の制度もきちんと建築局の方で、ご紹介いただいているということが今日わか

りました。ただし、この新型コロナウイルス感染症対応については、災害と同様の対応をするべきじゃないか、と当初から考えているのですけれども、大変所得が下がっている方に対して、多ければ2か月分の使用料を納付して入居いただくのと、それから部屋に家電とか什器とか、そういうものは各自で、つけてくださいということで、先ほどネットカフェの方も、寮に入っていた方も対象とさせていただいたと思うのですが、そうすると、いろいろ準備することに対してのハードルが、大きいのではないかと思います。災害に遭われた方に対して入居を支援する時には、使用料が無料だったり、什器がある程度揃えてあったりということがあるのですけれども、そういった条件整備というのは考えられないのでしょうか。

会 長 吉原市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 備品についてですが、台風に遭われたり、火災で焼け出された方とは異なりまして、今回の対象の方は、住居の確保としてはお困りになられていますが、一方で自宅に家財などを有している方が多いと考えられますことから、今回の一時提供に関しましては、備品などは準備しない形で進めさせていただきました。

会 長 ○○委員。

○ ○ 委 員 国の提案（通知）があつて、ということ聞いていますが、先ほどご説明がありましたけれども、自治体によっては、保証金不要は横浜と同じですが、カーテンといったある程度の什器も揃えてあるというのが、インターネット上にありましたので、できれば自然災害ではないですけれども、大変な状況ですので、そういうことも考えていいのではないかと考えています。

それから、もう一つは、最長で12か月延長で住むことができるということですが、そのあと住み続けることはできるのかどうか伺います。

会 長 吉原市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 はい。提供期間を過ぎた後のという話になるかと思いますが、先ほどご説明したかと思いますが、限定列举である公募の例外の規定の中で、今回のコロナの影響により、一時提供を受けた方が認められるのかどうかというところを、まさに国に確認、調整していかないといけません。それは先ほどご説明いたしましたとおり、この秋以降やっていきたいと思っておりますので、今の段階でどうな



るかというのはお伝えできないのですが、認められるように調整していきたいと思っております。

会 長 ○○委員。

○ ○ 委 員 認められるように調整していきたいと、大変希望が持てたと思うのですが、先ほど申し上げましたように、使用料の面とかそれから最低限の什器の問題など、改めて要望させていただきたいと思えます。

会 長 はい、その他ございますか。

はい、○○委員。

○ ○ 委 員 このコロナ禍の住宅一時提供に関連して確認ですが、こういう制度、サービス、支援があるということのインフォメーションはどこでなさっているのですか。やはり、より広く周知されないと、せっかくのものなので、確認ですが、状況を教えてください。

会 長 はい、吉原市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 はい、記者発表以外に、広報よこはま7月号、全市版のところに、新型コロナウイルス感染症に関連する支援メニューという記事があって、その中の住居を失った、または失う恐れのある方というところに、住居確保給付金と、住宅政策課の方で行っております「家賃補助付きセーフティーネット住宅」とともに、解雇等をされた方への市営住宅の一時提供を掲載させていただいております。あと、ホームページの方にも、案内をさせていただいております。

会 長 ○○委員、よろしいでしょうか。

はい、その他ございませんか。では、○○委員どうぞ。

○ ○ 委 員 1点だけ、確認というか要望なのですが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、やはりまだまだ予断を許さない状況だと現状認識をしております、それに伴って解雇や住まいの確保が困難になることは、今後まださらに深刻化することも私としては心配をしております。その中で期間については、こちらに具体的に言及させていただいておりますが、今後より深刻化した場合に提供住宅の戸数を増やしていただくことなどについて、どのくらい考えていただいているのか、ということをお願いいたします。

会 長 はい、吉原市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 はい。先生からご指摘いただきましたとおり、記者発表資料の裏面にあります港南区の野庭住宅以下9住宅が、現在用意しているコロナ関係での提供住宅という形になりますけれども、先ほどお

話しましたとおり、現在入居されているのがこのうちの8件という状況でございますので、しばらくは入居状況を見守りたいと思っております。ただし、住居確保給付金につきましては、期間に限りがある給付金だということも我々は伺っておりますので、問合せ、申込みなどが多くなるようございましたら、その状況をみながら、対象住宅の拡大などは考えていきたいと思っております。

会 長 よろしいですか。

はい、〇〇委員。

〇 〇 委 員 19 ページの記者発表資料中、5「その他」のところ、部屋に網戸やカーテンレール等が付いていないということなのですが、これは今回の募集に際して、そういうことになっているわけではなくて、市営住宅全体がこういうものが付いていないということでしょうか。

会 長 吉原市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 はい、委員ご指摘のとおり、こちらに書いてある備品については、基本的には、市営住宅に備わっていないというところがございます。

会 長 〇〇委員。

〇 〇 委 員 はい、網戸やカーテンではなく、カーテンレールですよ、レールも付いていないということなのですよ。

会 長 寺口担当課長。

市営住宅課担当課長 はい、わたくし市営住宅の整備を担当している者でございます。市営住宅は、古いものから新しいのまでいろいろございまして、特に昭和40年代建てられたものなどについては、網戸やカーテンレール、また洗面所の鏡なども付いてないものもございます。平成や昭和の後半からは、網戸、カーテンレール、鏡等はすべて付いております。

ただし、エアコンとガスコンロは、現在、新築でも付けておらず、お客様にご用意いただく状況でございますが、全ての住宅というわけではございません。

会 長 はい、〇〇委員。

〇 〇 委 員 はい、ありがとうございます。ガスコンロや湯沸かし器もですけども、やはり網戸、カーテンレール、換気扇、これは建具といえますか、住宅の一部ですよ。ですので、付いてないということは

改めてこれを見て驚いたのですけれども、新しいものには付いている、それから改修された住宅にも付いているということであれば安心しました。カーテンレールが付いてないところに住むというのは少し考えられないので、改修の際はぜひ、網戸やカーテンレールなどは最低限お願いしたいと思います。

会 長 その他ございますか。

はい、〇〇委員。

〇 〇 委 員 〇〇委員のご質問に関連してですが、もともとそれが付いてないということになると、入居した人が設置してそこに住んでいて、退去する時に、基本的には入居者が設置したものは取り外せということになると思うのですけれども、網戸とかカーテンレールなどは、そこ用に作って、そのあと取り外して持っても、次のところで使えるかどうかかわからないと思います。そこで、そうしたものは、もしも今後退去する時の原状回復という話になった時には、置いていけるような運用をしていただくといいのかなと思いました。

会 長 はい、寺口担当課長。

市営住宅担当課長 はい、原則としては、お客様に付けていただいたものは、設置者責任がありますので、撤去していただくことが原則で、特に電気製品などは、そういった状況がございます。ただし、ものによっては例えば、お風呂が無いというケースもございまして、そういったものを付けていただいている、取るのも大変ということもありますので、状況によっては対応しておりますが、それでも原則は外していただくという運用になっております。

会 長 〇〇委員。

〇 〇 委 員 原則がそうなるのは理解しているのですが、例えば残置物であるということを十分注意したうえで、次の人に使っていただくのは問題ないのではないかと思いますし、もったいないとも思いますので、そういう運用を考えていただくといいのかなという意見です。

会 長 〇〇委員。

〇 〇 委 員 今の話は、前もどこかでしたような気がします。原則は、公営住宅法などでいろいろ運用があると思いますが、古いものは基本的にリノベーションしていく中で、フォローできればいいのですけれども、そうでないものは、入居者の方がフォローするのであれ

ば、そこを補てんするなど、ぜひ柔軟な対応をいただくのがよろしいのではないかと思います。

特に今回は急にここに入居することになったという状況があるのであれば、なおさら、その中で行うという方法論もあるのかなと聞いておりました。

私の方は、資料5の無観客実施、先ほどのYouTubeの話、とてもよろしいのではないかと考えておりました。というのは、今回の「募集のしおり」の81ページに、今回は無観客ですから配信しますよという通知を出したという理解ですけれども、「抽選について」というところに、YouTubeのアドレスとQRコードを入れるような方法にしているということは、前回のはそうではないんですよ。質問です。

会 長 はい、吉原市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 はい、前はもともと、これまで通り抽選会を行う予定で進めていましたので、こういった記事は掲載しておりません。

大変恐縮ですが、こちらの資料につきましては、冒頭にもお話しさせていただきましたとおり、まだ未定稿ということでございますので、表現や内容等については変わることがあり得るということは、ご承知おきいただければと思います。

会 長 はい、〇〇委員。

〇 〇 委 員 はい、ということで、結構YouTubeというのは、今やだいたいどの方もスマホを持っていたり、生活に困窮されていても、そこだけは持っていらっしゃったりすると、紙でやり取りするというようなのが、今後むしろそっちの方が無い社会になっていくかもしれない時に、こういうURLやQRコードによって発信していきながら、募集の方法そのものを少し検討していくことも、これをきっかけに進められたらいかがかなというのがまず一点です。

それから、先ほどのYouTubeライブみたいなものは、これまでは子育てのお母さんたちが見に来られなくて、どういう仕組みか分からなかったけれども、こういうふうに決まっているのかというのがむしろ見られる可能性があるという意味で、非常に公平な抽選をしているということや、抽選の仕組みなど、読んでも分からないところがこうやって決まっていくのだということがむしろ分かると、きちんと安心して応募してくるというような形になってくると思います。そこで、むしろ積極的に、場合によっては少し一定期間残しておいてもらって、当日配信するのと合わせて、例えば10

日間とかそれくらい見られるようにしていくというのも、一つの広報戦略としてはいいのではないかと思ったので、そのあたりも検討していただくのはいかがかなと思いました。

会 長 吉原市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 はい、ありがとうございます。今回、まずは抽選会から無観客、オンラインという形で行わせていただいたところでございますが、ご質問は手続などについてのお話だったかと思います。

これまでのところ、市営住宅の応募者の方はご高齢の方が多かったので、こういったことを行っていなかったところはございましたけれども、今回抽選会で特段のトラブルなどもなかった状況ですので、徐々にやれるところからとは考えています。

正直、今は紙媒体のみという形で申込みなどは行っておりますけれども、できるところから紙に加えてということでやれたらとは思っております。しかし、今回はすぐ10月から募集が始まるものですので、申し訳ございませんが、現状のまま行かせていただきまして、抽選会は先ほどご案内しましたとおり、引き続き今回、無観客という形で行わせていただきますが、さらに次回以降について、やれるところから変えていくようなことを考えていきたいと思っております。

会 長 そのほかよろしいですか。

はい、それでは他にご発言もないようですので、次第1（5）報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

つづきまして、次第1（6）その他について、なにかございますか。ご発言がありましたらお願いします。特にご発言もないようですので、次第1（6）その他については以上とさせていただきます。

それでは以上を持ちまして、本日の審議会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。